

○用地先行取得資金関係様式

- 1 様式第2- 1号 用地先行取得資金貸付申請書
- 2 様式第2- 2号 土地買取り計画書
- 3 様式第2- 3号 市街地整備計画書
- 4 様式第2- 4号 都市計画決定等関係書類
- 5 様式第2- 5号 用地先行取得資金貸付決定通知書
- 6 様式第2- 6号 用地先行取得資金貸付金支払請求書
- 7 様式第2- 7号 借用証書
- 8 様式第2- 8号 用地先行取得資金繰上償還申込書
- 9 様式第2- 9号 用地先行取得資金繰上償還請求書
- 10 様式第2-10号 用地先行取得資金貸付金繰上償還通知書
- 11 様式第2-11号 都市施設用地処分報告書
- 12 様式第2-12号 都市機能更新用地処分計画承認申請書
- 13 様式第2-13号 都市施設用地買取り実績報告書
- 14 様式第2-14号 都市機能更新用地・機構買取り用地買取り実績報告書
- 15 様式第2-15号 土地管理状況報告書

(様式第2-1号)

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

地方公共団体、知事、市町村長

用地先行取得資金貸付申請書

都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第 項による貸付金を下記のとおり借用したく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 貸付金の種別 都市施設用地に係る貸付金
都市機能更新用地に係る貸付金
機構買取用地に係る貸付金
- 2 貸付金の額 金 円也
- 3 買取り対象 ○○市街地整備区域 (機構の名称)
○○都市計画街路○号線 (名称○○線)
○○都市計画公園○号公園 (名称○○公園)
(注) 防災緑地にあつては名称○○公園の後に「(防災緑地)」を挿入すること。
- 4 貸付金交付予定時期 令和 年 月 日 (円)

[償 還 表]

- 5 貸付金は、利率年 % 令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに元金均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日 (利払期日を含む)	元 金	利 息	償還金合計額
1 令和 年 月 日	円	円	円
2 令和 年 月 日	円	円	円
合 計	円	円	円

- 6 都市開発資金貸付要領 (平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号) 第2条の7から第2条の24までに定める貸付条件に従います。

(様式第2-2号)

土地買取り計画書

1 令和 年度土地買取り計画

(都市施設用地の買取りの場合)

図面対象 番号	都市施設の種類 及び名称	買取り対象区域 の面積	買取り予定土地			物件移転費等の額	合計額
			面積	単価	価額		
		m ²	m ²	円/m ²	千円	千円	千円

「買取り対象区域及び買取り予定の区域は、別添都市計画決定等関係書類表示のとおり。」

- (注) 1 合計額の欄の上段()書には、貸付けを受ける金額を記載すること。
2 買取り予定土地の価額、物件移転費等の額及び合計額には事務費及び用地測量費は含まれないものとする。

(都市機能更新用地・機構買取り用地の場合)

買取 主体	図面対象 番号	市街地 整備区域 の名称	〔 〕 の区域の面積	買取り予定土地					物件移転費 等の額	合計額	
				用途	地目	所在地	面積	単価			価額
			(ha)			m ²	千円/m ²	千円	千円	千円	(千円) 千円

「市街地整備区域、高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、土地区画整理促進区域、地区計画の区域、防災街区整備地区計画の区域、二号地区の区域、二項地区の区域、拠点地区の区域、重点供給地域の区域、認定中心市街地の区域、被災市街地復興推進地域及び買取り予定土地は別添市街地整備計画書表示のとおり。」

- (注) 1 買取り予定土地ごとに記載すること。
2 「買取り主体」欄には、地方公共団体又は防災街区整備推進機構の名称を記載すること。
3 合計額の欄の上段()書には、貸付けを受ける金額を記載すること。
4 〔 〕内には、高度利用地区、都市再生特別地区、地区計画、防災街区整備地区計画の区域、二号地区、二項地区の区域、拠点地区の区域、土地区画整理促進区域、重点供給地域の区域、認定中心市街地の区域又は被災市街地復興推進地域のいずれかを記載すること。
5 買取り予定土地の価額、物件移転費等の額及び合計額には事務費及び用地測量費は含まれないものとする。

2 全体計画

買 取 主 体	市街地整備区域の名称 都市機能更新用地・機構買取用地の現況用途又は都市施設の名称	令和 年度 以前買取り実績					令和 年度 買 取 り 予 定					合 計				
		買取り済み土地			物 件 移転費 等の額	合計額	買取り予定土地			物 件 移転費 等の額	合計額	買取り予定土地			物 件 移転費 等の額	合計額
		面積	標準 価格	価額			面積	標準 単価	価額			面積	標準 単価	価額		
		㎡	千円/㎡	千円	千円	(千円) 千円	㎡	千円/㎡	千円	千円	(千円) 千円	㎡	千円/㎡	千円	千円	(千円) 千円

- (注) 1 申請に係る市街地整備区域又は都市施設ごとに、都市開発資金の貸付けを受けて買い取ろうとする土地の買取りの全体計画を記載のこと。
- 2 「買取主体」欄には、地方公共団体又は機構の名称を記載すること。
- 3 価額欄、物件移転費等の額の欄及び合計額の欄には買い取った金額又は買取りを行う金額を記載し、合計額の欄上段（ ）書には、貸付けを受けた金額又は貸付けを受ける金額を記載のこと。
- 4 官公署の評価、金融機関、不動産鑑定士、学識経験者又は精通者の鑑定、近傍類地の売買実例等、土地の評価上参考となる事項を記載した調書を添付すること。
- 5 令和 年度買取り予定の欄中、買取り予定土地の価額、物件移転費等の額及び合計額には事務費及び用地測量費は含まれないものとする。
- 6 物件移転費の額の内訳書を添付すること。

(様式第2-3号)

市街地整備計画書

1 表示

買取主体	名称	位置	面積
	〇〇市街地整備区域		ヘクタール

(注)「買取主体」欄には、地方公共団体又は機構の名称を記載すること。

2 整備計画の基本構想

- (1) 市街地整備区域の現況
- (2) 市街地整備区域の整備方針
- (3) 都市機能更新用地又は機構買取用地の利用計画

(注) 整備計画基本構想は、文章による説明とし、

- (1) については、当該区域の都市機能上の位置及び役割、区域内の土地利用の現況・性格並びに問題点等を記述すること。
- (2) については、当該区域が都市機能上将来担うべき役割及び将来における区域内の土地利用の計画並びにそれらを実現するための都市計画事業その他の整備開発事業の構想等を記述すること。
- (3) については、買取りを予定する都市機能更新用地又は機構買取用地の利用計画、建設を予定する建築物及びそれらを実現するための手法等の概要を記述すること。

3 添付書類

(1) 市街地整備区域現況調査資料

人口	区域内人口 (人)					
	区域内人口密度 (人/ha)					
土地	用途別 土地面積	用途区分	面積	構成比	備考	
		建築敷地 街路園 その他	(㎡)	(%)		
	所有関係別 敷地面積	用途区分	面積	構成比	備考	
		国有 公有 民間	(㎡)	(%)		
	計 (区域内総面積)					
	計 (建築敷地総面積)					
建築物	用途別面積	用途区分	建築面積	延床面積	延床面積 構成比	備考
		住居 商業 工業 倉庫 公舎 その他	(㎡)	(㎡)	(%)	
	容積率	ネグ	ツ	ト	(%)	(%)

(2) 高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、土地区画整理促進区域、地区計画の区域、防災街区整備地区計画の区域、二号地区の区域、二項地区の区域、拠点地区の区域、重点供給地域の区域、認定中心市街地の区域又は被災市街地復興推進地域の現況（被災市街地復興推進地域については記入可能な数値を記入）

位 置		面 積				
人 口	区域内人口	(人)				
	区域内人口密度	(人/ha)				
土 地	用途別土地面積	用途区分	面積	構成比	備考	
		建築敷地の 街路園 公 所 の 他 計 (区域内総面積)	(㎡)	(%)		
	所有関係別敷地面積	用途区分	面積	構成比	備考	
		国有 公 民 有 有 有 計 (建築敷地総面積)	(㎡)	(%)		
建 築 物	用途別面積	用途区分	建築面積	延床面積	延床面積 構成比	備考
		住居 商業 工業 倉庫 公 所 の 他 計	(㎡)	(㎡)	(%)	
	容 積 率	ネ グ	ツ ロ	ト ス	(%) (%)	

(3) 都市機能更新用地又は機構買取用地の利用計画又は施設内容

買取りを予定する土地の将来用途、当該用途毎の面積及び建設される施設の内容を記載する。

(注)・なるべく一覧表にまとめること。

・市街地整備区域と高度利用地区等の区域が一致する場合は、現況調査資料を1つにまとめて構わない。

4 添付図面

(1) 市街地整備区域位置図（縮尺1 / 30,000 以上）

都市計画の施設として決定された用途地域、街路、公園およびその他主要公共施設の位置を表示した図面に市街地整備区域の位置を表示する。また、都市機能更新用地の場合には、高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、土地区画整理促進区域、地区計画の区域、防災街区整備地区計画の区域、二号地区の区域、二項地区の区域の区域、拠点地区の区域、重点供給地域の区域、認定中心市街地の区域又は被災市街地復興推進地域を、機構買取用地の場合には、防災街区整備地区計画の区域又は認定中心市街地の区域を併せて表示する。

(2) 市街地整備区域図（縮尺 1 / 3,000 以上）

都市計画の施設として決定された街路、公園等を表示した図面に市街地整備区域を表示する。また、都市機能更新用地の場合には、高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、土地区画整理促進区域、地区計画の区域、防災街区整備地区計画の区域、二号地区の区域、二項地区の区域、拠点地区の区域、重点供給地域の区域、認定中心市街地の区域、被災市街地復興推進地域を、機構買取用地の場合には、防災街区整備地区計画の区域又は認定中心市街地の区域を併せて表示する。

(注) 買取りを予定する都市機能更新用地又は機構買取用地には、買取り計画書記載の一覧表と対照するための番号を附すること。

(3) 土地所有関係図（縮尺 1 / 3,000 以上）

市街地整備区域内の土地について国有、公有、私有の別を表示する。

(4) 建築物用途別現況図（縮尺 1 / 3,000 以上）

市街地整備区域内の建築物について、用途別現況を表示すること。

(5) 土地利用計画図（縮尺 1 / 3,000 以上）

市街地整備区域内の土地について、将来実現すべき土地利用区分を表示する。

(6) 施設配置構想図（縮尺 1 / 3,000 以上）

市街地整備区域内の土地について、将来実現すべき街路、公園、その他の公共施設および建築物の形態並びに配置を表示する。

(注) 添付図面は、貸付申請毎に必要となるので、複写や申請書へのとじ込みが可能な形態のものとすること。

(様式第2-4号)

都市計画決定等関係書類

(都市施設用地の場合)

- 1 都市施設の種別及び名称 (例) ○○都市計画街路○○号線 (名称○○線)
○○都市計画公園○号公園 (名称○○公園)
- 2 都市計画決定の日付、告示番号、内容
(注) 都市計画決定図及び当該都市計画一般図 (縮尺 1/30,000 以上) を添付のこと。当該都市施設の区域内の土地で、既に事業が施行されている部分については、その旨を表示すること。
- 3 買取りの対象とする区域
(1) 表示
(注) 都市計画事業認可の表示の例にならうこと。別紙図面 (縮尺 1/3,000 以上) に表示すること。
(2) 当該区域の面積
(3) 当該区域内の土地利用及び建築物の現況
- 4 買取り予定の土地の区域
(1) 表示
(注) 買取りの対象とする区域を表示する図面に、買取り予定の土地の区域を表示すること。
(2) 当該区域の面積
- 5 当該都市施設を整備するために施行される予定の事業の計画
(注) 買取り予定の土地における事業 (防災緑地緊急整備事業を含む。) 施行予定時期を記載すること。

(都市機能更新用地・機構買取り用地の場合)

- 1 高度利用地区、都市再生特別地区、土地区画整理促進区域、地区計画、防災街区整備地区計画、二号地区、二項地区又は被災市街地復興推進地域にあつては、当該地区に関する都市計画決定の日付、告示番号及びその内容。拠点地区にあつては、当該地区に係る基本計画承認の日付、公表に係る告示番号及び当該拠点地区の区域の内容。重点供給地域にあつては、当該地域に係る供給計画策定の日付、公表に係る告示等の番号及び供給計画に定められた当該重点供給地域に関する事項の内容。認定中心市街地にあつては、当該認定中心市街地に係る基本計画の日付、公表に係る告示等の番号及び基本計画に定められた当該認定中心市街地の区域の内容。
- 2 買取りの対象とする区域
(1) 表示
(注) 縮尺、概ね 1/3,000 程度の図面に適宜表示すること。(様式 2-3 号の市街地整備区域図と兼用する。)
(2) 当該区域の面積
(3) 当該区域内の土地利用及び建築物の現況
- 3 買取り予定の土地の区域
(1) 表示
(注) 縮尺、概ね 1/3,000 程度の図面に適宜表示すること。(様式 2-3 号の市街地整備区域図と兼用する。)
(2) 当該区域の面積

(様式第2-5号)

番 号
年 月 日

地方公共団体、知事、市町村長 殿

支出負担行為担当官
国土交通省都市局長
(公印省略)

用地先行取得資金貸付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で貸付申請のあった標記貸付金については、下記のとおり貸し付けることにしたので通知する。

記

- 貸付金額 金 円也
- 貸付金の種別
- 買取り対象 ○○都市計画公園○号公園（名称○○公園）（買取り対象区域面積 平方メートル、買取り予定面積 平方メートル）
○○市街地整備区域、都市機能更新用地（面積 平方メートル）
○○市街地整備区域、機構買取用地（○○機構）（面積 平方メートル）
- 貸付金交付時期 令和 年 月 日（ 円）
- 貸付金は、利率年 % 令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日まで償還すること。なお、貸付日以前に利率の変更があった場合（遡及して変更される場合を含む。）には、貸付日における利率とする。

償還期日（利払期日を含む）	元 金	利 息	償還金合計額
1 令和 年 月 日	円	円	円
2 令和 年 月 日	円	円	円
合 計	円	円	円

- 都市開発資金貸付金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第2条の7から第2条の24までに定める貸付条件に従うこと。

(様式第2-6号)

番 号
年 月 日

支出官国土交通大臣官房会計課長 殿

住 所
地方公共団体、知事、市町村長

用地先行取得資金貸付金支払請求書

本（都道府県、市町村）は、令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知をうけました
標記貸付金につきましては、下記のとおり支払い請求します。

記

支払請求金額	金	円也
内 訳		
（1）貸付決定を受けた金額		円
（2）既に交付を受けた金額		円
（3）今回貸付を受けるまでに支出される金額		円
（4）次回貸付を受けるまでに支出が見込まれる金額		円
差 引（3）+（4）-（2）		円

（注）資金振込先を下欄に記入すること。

〇〇銀行〇〇店 口座番号
口座名義

(様式第2-7号)

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

地方公共団体知事、市町村長

借 用 証 書

金 円也

上記金額は令和 年 月 日付け国都総第 号をもって貸付決定通知を受けました都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第 項第 号による貸付金として確かに借用いたしました。つきましては同法及びこれに基づく命令の規定並びに下記の条件を守り、償還期日までに必ず償還致します。

記

- 1 買取り対象 ○○都市計画公園○号公園（名称○○公園）（買取り対象区域面積 平方メートル、買取り予定面積 平方メートル）
○○市街地整備区域、都市機能更新用地（面積 平方メートル）
○○市街地整備区域、機構買取用地（○○機構）（面積 平方メートル）

[償還表]

- 2 貸付金は、利率年 % 令和 年 月 日まで据え置き、以降令和 年 月 日までに元金均等半年賦償還の方法により下記のとおり分割して各償還期日までに支払います。

償還期日（利払期日を含む）	元 金	利 息	償還金合計額
1 令和 年 月 日	円	円	円
2 令和 年 月 日	円	円	円
合 計	円	円	円

- 3 都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第2条の7から第2条の24までに定める貸付条件に従います。

(様式第2-8号)

番 号
年 月 日

国土交通省都市局長 殿

地方公共団体知事、市町村長

用地先行取得資金繰上償還申込書

令和 年 月 日付け国都総第 号による用地先行取得資金貸付決定通知に係る標記貸付けについて、下記のとおり繰上償還をしたいので、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第2条の9第1項の規定により申し込みます。

記

- 貸付金の種別
- 繰上償還の事由
- 繰上償還額 金 円也
内 訳 元金に相当する額 円
利子に相当する額 円
- 繰上償還の期日 令和 年 月 日
- 貸付金の未償還残額 金 円也
- 改定償還計画

償還期日（利払期日を含む）	元 金	利 息	償還金合計額
1 令和 年 月 日	円	円	円
2 令和 年 月 日	円	円	円
合 計	円	円	円

(注) 貸付金の未償還残額がある場合に限り、貸付金の金額について記載するものとする。

(様式第2-9号)

番 号
年 月 日

地方公共団体知事、市町村長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

用地先行取得資金繰上償還請求書

令和 年 月 日付け国都総第 号による用地先行取得資金貸付決定に係る標記貸付金については、都市開発資金貸付要領（平成11年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第2条の12第1項第 号に該当することとなったので、同要領同条同項本文の規定により下記のとおり償還されたい。

記

- 1 繰上償還すべき金額 金 円也
元金相当額 円
利子相当額 円
貸付要領第2条の12第2項によって
国に納付しなければならない額 円
- 2 繰上償還の期日 令和 年 月 日
- 3 貸付金の未償還残額 金 円也
- 4 改定償還計画

償還期日（利払期日を含む）	元 金	利 息	償還金合計額
1 令和 年 月 日	円	円	円
2 令和 年 月 日	円	円	円
合 計	円	円	円

(様式第2-10号)

番 号
年 月 日

地方公共団体知事、市町村長 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

用地先行取得資金貸付金繰上償還通知書

令和 年 月 日付け国都総第 号による用地先行取得資金貸付決定に係る標記貸付金については、
令和 年 月 日付け 第 号による申込みの通り償還されたく、都市開発資金貸付要領（平成11
年建設省経整発第28号、建設省都再発第29号、建設省都区発第24号、建設省住街発第39号）第2条の9
第2項の規定により、下記のとおり通知する。

記

- | | | | |
|---|-----------|----------|----|
| 1 | 繰上償還すべき金額 | 金 | 円也 |
| | 内 訳 | | |
| | 元金に相当する額 | | 円 |
| | 利子に相当する額 | | 円 |
| 2 | 繰上償還の期日 | 令和 年 月 日 | |
| 3 | 貸付金の未償還残額 | 金 | 円也 |

(様式第2—11号)

都市施設用地処分報告書

令和 年 月 日付け国都総第 号による用地先行取得資金貸付決定に係る貸付金によって買い取った土地について、下記のとおり処分したいので報告します。

記

- 1 処分対象 ○○都市計画街路○号線 (名称○○線)
○○都市計画公園○号公園 (名称○○公園)

2 処分計画

図面対象 番号	所在地	買取り費用等の額及び内訳			処分の 相手方	処分の予定期 時 期	処 分 面 積	処 分 方 法	処分価額	処 分 価 額 の 算出方法	処分後 の主要 用途	処分の 条件等
		土地に係る ものの額	物件移転費等に 係るものの額	合計額								
		千円	千円	千円		年 月	m ²		円 〔うち 補助 対象 額〕			

- (注) 1 「買取り費用等の額及び内訳」は、それぞれ元金、利子、事務費等、直接管理費の内訳を記入すること。
2 「処分方法」は、所管替又は売却の別を記入すること。
3 「処分価額の算出方法」は、買取り費用等の額、現在評価額等の別を記入すること。
4 次の資料を添付すること。

イ) 処分価額算定資料

処 分 価 額			現 在 価 額		
価 額	面 積	1 平方メートル 当 り 価 格	評 価 額	面 積	1 平方メートル 当 り 価 格
円	m ²	円/m ²	円 用地評価額	m ²	円/m ²
			物件移転費 等の額		
			事 務 費		

官公署の評価、金融機関、不動産鑑定士、学識経験者又は精通者の鑑定、近傍類似地等の売買例等土地の評価上参考となる事項を記載すること。

- ロ) 位置図 (縮尺 1/3,000 以上)
ハ) 区域図 (縮尺 1/500 以上)

(様式第2-12号)

都市機能更新用地処分計画承認申請書

令和 年 月 日付け国都総第 号による用地先行取得資金貸付決定に係る貸付金によって買い取った土地について、下記のとおり処分計画を承認されたく申請します。

記

処分計画

図面対象 番号	所在地	買取り費用等の額及び内訳			処分の 相手方	処分の予定 時期	処 分 面 積	処 分 方 法	処分価額	処 分 価額の 算出方法	処分後 の主要 用途	処分の 条件等
		土地に係る ものの額	物件移転費等に 係る者の額	合計額								
		千円	千円	千円		年 月	m ²		円 〔うち 補助 対象 額〕			

- (注) 1 「買取り費用等の額及び内訳」は、それぞれ元金、利子、事務費等、直接管理費の内訳を記入すること。
 2 「処分方法」は、所管替又は売却の別を記入すること。
 3 「処分価額の算出方法」は、買取り費用等の額、現在評価額等の別を記入すること。
 4 「処分条件等」は、処分に際して当該土地の利用内容を規制するために付すべき条件、若しくは、規制の方法（例、特定街区の指定）等を記入すること。
 5 次の資料を添付すること。

イ) 処分価額算定資料

処 分 価 額			現 在 価 額		
価 額	面 積	1 平方メートル 当 り 価 格	評 価 額	面 積	1 平方メートル 当 り 価 格
円	m ²	円/m ²	円 用地評価額	m ²	円/m ²
			物件移転費 等の額		
			事 務 費		

官公署の評価、金融機関、不動産鑑定士、学識経験者又は精通者の鑑定、近傍類似地等の売買実例等土地の評価上参考となる事項を記載すること。

ロ) 位置図（縮尺 1 / 3,000 以上）

市街地整備区域の範囲（高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、土地区画整理促進区域、地区計画の区域、防災街区整備地区計画の区域、二号地区の区域、二項地区の区域、拠点地区の区域、重点供給地域の区域又は被災市街地復興推進地域の範囲も併せて記入すること）及び処分の対象となる土地の位置を示す図面。

処分を計画する区画ごとに処分計画表との対象番号を付すること。

ハ) 区域図（縮尺 1 / 500 以上）

処分の対象となる区域を示す図面。主要各部の寸法を記入すること。

ニ) そ の 他

特定街区の指定その他により当該土地の利用計画を量的あるいは形態的に規制する場合にはその方法及び内容を説明する資料。

(様式第2-13号)

都市施設用地買取り実績報告書

1 用地先行取得資金貸付決定通知書の日付け及び文書番号

2 交付年月日及び金額

第1回	令和	年	月	日	円
第 回	令和	年	月	日	円
小 計					円
前年度からの繰越額					円
合 計					円
当年度中に買い取った土地の価額					円
(貸付金による買取り分)				(円)
次年度繰越額					円

3 買取り状況

都道府県名 _____ 市町村名 _____

図面対象 番号	都市施設の種類及び名称			買 取 り 土 地			物件移転費等の額			合計額
				面 積	単 価	価 額	種 別	件 数	額	
				m ²	円/m ²	円		件	円	(円)
合 計				m ²	円/m ²	円		件	円	(円)

- (注) 1 位置を別紙図面(縮尺1/1,000以上)において表示すること。
2 合計額の欄の下段()書には、貸付金による買取り分を記載すること。

(様式第2-14号)

都市機能更新用地・機構買取用地買取り実績報告書

1 用地先行取得資金貸付決定通知書の日付け及び文書番号

2 交付年月日及び金額

第1回	令和	年	月	日	円
第 回	令和	年	月	日	円
小 計					円
前年度からの繰越額					円
合 計					円
当年度中に買い取った土地の価額					円
(貸付金による買取り分)				(円)
次年度繰越額					円

3 買取り状況

都道府県名 _____ 市町村名 _____

買取主体	図面対象番号	市街地整備区域の名称	都市機能更新用地・機構買取用地の従前用途	所在地	買取り土地			物件移転費等の額			合計額
					面積	単価	価額	種別	件数	額	
					m ²	円/m ²	円		件	円	(円)
	合計				m ²	円/m ²	円		件	円	(円)

- (注) 1 位置を別紙図面(縮尺1/1,000以上)において表示すること。
- 2 「買取主体」欄には、地方公共団体又は機構の名称を記載すること。
- 3 都市機能更新用地の場合には、高度利用地区の区域、都市再生特別地区の区域、土地区画整理促進区域、地区計画の区域、防災街区整備地区計画の区域、二号地区の区域、二項地区の区域、拠点地区の区域、重点供給地域の区域、認定中心市街地の区域又は被災市街地復興推進地域を、機構買取用地の場合には、防災街区整備地区計画の区域又は認定中心市街地の区域を併せて表示すること。
- 4 合計額の欄の下段()書には、貸付金による買取り分を記載すること。

都道府県名

市町村名

買取主体	図面対象番号	市街地整備区域の名称、都市機能更新用地・機構買取用地の従前用途又は都市施設用地の種類及び名称	貸付年度	貸付金額	買取面積	買取面積の内訳			土地の管理の状況等	事業実施状況及び予定
						処分面積	一時使用承認面積及び承認年月日	その他の面積(更地等)		
		〇〇線	年度	百万円	m ²	m ²	m ² 年 月 日	m ²		
		小計								
		△△線								
		小計								
		××処理場								
		小計								

(注)

- (1) 本表は、都市施設用地分、都市機能更新用地分又は機構買取用地分を別葉とすること。
- (2) 「買取主体」欄には地方公共団体又は機構の名称を記載すること。
- (3) 都市施設用地、都市機能更新用地又は機構買取用地の箇所ごとに、かつ、貸付年度別に区分して記載すること。貸付年度が2年以上にまたがる場合は小計を記載すること。
- (4) 「一時使用承認面積及び承認年月日」の欄には都市開発資金貸付要領第2条の19第1項ただし書きの規定に基づく目的外一時使用の対象となる土地面積及び()書きで当該土地の一時使用についての都市局長の承認のあった年月日を記載すること。
- (5) 「土地の管理の状況等」の欄には、未処分の土地について現在の利用状況(目的外一時使用中の場合、使用目的及び使用者)、その他の適正な土地の管理を行う上で参考になるべき事項を記載すること。
- (6) 「事業実施状況及び予定」の欄には、都市施設用地にあつては事業決定の年月(予定は()書き)を、都市機能更新用地又は機構買取用地にあつては地区全体の整備状況及び処分の予定時期を記載すること。
- (7) 処分が完了した都市施設用地、都市機能更新用地又は機構買取用地については報告の必要はない。